

# 豊田市鳥獣捕獲許可事務取扱要領

## (趣 旨)

**第1** 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条の規定に基づく、鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）の許可に関する事務のうち豊田市（以下「市」という。）が行う事務については、法、同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成29年9月21日環境省告示第69号。以下「指針」という。）、同法施行細則（平成15年3月28日愛知県規則第37号。以下「県規則」という。）及び愛知県知事が定める鳥獣保護管理事業計画に規定するもののほか、この要領によるものとする。

## (用語の定義)

**第2** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等 法、省令、指針、県規則
- (2) 特定計画 第二種特定鳥獣管理計画（令和4年3月 愛知県策定）
- (3) 事業計画 第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年3月 愛知県策定）
- (4) 実施計画 豊田市第二種特定鳥獣管理計画実施計画（特定計画に基づき市が毎年度策定）
- (5) 捕獲許可 法第9条の規定による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲等又は採取等、及び特定計画に基づく数の調整を目的とした鳥獣の捕獲の許可
- (6) 法人 国、地方公共団体又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人

## (基本的な考え方)

**第3** 捕獲許可の目的ごとの基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲等又は採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、被害防除のため迅速かつ有効に実施するよう指導するほか、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な防除対策が講じられるよう指導するものとする。

併せて、被害防止の観点から、日頃より人の生活に伴い排出される餌に野生生物が依存し、被害

を生じやすくすることがないよう周知するとともに、捕獲等の実施に際しても対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた方法をとることにより、結果として被害の発生の遠因を発生せしめるようなことがないよう指導するものとする。

(2) 特定計画に基づく数の調整

特定計画に基づく数の調整（以下「個体数調整」という。）を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために定められた特定計画に基づき、必要な範囲内で行われるものとする。

**(申請書の処理)**

**第4** 申請書の処理に係る事務は、鳥獣捕獲をする場所を管轄する市において処理するものとし、鳥獣捕獲許可調書（様式第1号）を作成するものとする。

2 市所管への申請であっても2市町以上にまたがる区域の申請の場合は愛知県で処理するものとする。

3 法第9条第2項及び第8項の申請書を同時に提出する場合にあっては、同条第8項の申請書中「捕獲等又は採取等に係る許可証の番号」の欄については空欄で提出するよう指導するものとする。

4 上記処理は、申請書が提出された日から起算して原則として2週間以内に行うものとする。ただし、申請書の内容の不備その他の事由により指導を要する場合はこの限りではない。

**(許可基準)**

**第5** 捕獲許可にあたっては、法令等、特定計画、事業計画及び実施計画によるほか、別表1の基準によるものとする。

**(申請書の添付書類)**

**第6** 申請書には、次の書類を添付させるものとする。

(1) 捕獲等又は採取等を行う場所を明らかにした図面

(2) 捕獲等又は採取等の方法を具体的に明らかにした図面等（手捕り、銃器を使用する場合は除く。）

(3) 2名以上の者が申請する場合にあっては、鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿（県規則様式第3別紙）

(4) 依頼により捕獲等又は採取等をする場合は、鳥獣捕獲等依頼書（様式第2号）

(5) その他申請の内容を明らかにするために必要と認める書類

2 申請人が法人による申請の場合であって、従事者証の交付を受ける場合は、別途従事者証交付申請書（県規則様式第3）を提出させるものとする。

**(許可証等の記載)**

**第7** 許可証等の記載は、次により行うものとする。

(1) 鳥獣捕獲許可証（省令様式第1）の記載事項

ア 番号は一連番号を記入する。

イ 目的の欄は、「有害鳥獣捕獲（対処捕獲）」、「有害鳥獣捕獲（予察捕獲）」、「第二種特定鳥獣管理計画による個体数調整」と記載する。

ウ 方法の欄は具体的に記入する。

例1 「口径10番及びこれより口径の大きいものを除く散弾銃」

例2 「網（ただしかすみ網は除く）」

例3 「はこわな○基・口径10番及びこれより口径の大きいものを除く散弾銃（とめさしに限る）」

エ 区域の欄はその区域をはっきりと明示する。

例1 ○○町一円で省令第7条第1項第7号に示す場所すべてを除く場合

「○○町一円 ただし、省令第7条第1項第7号に示す場所を除く」

例2 ○○町一円で省令第7条第1項第7号のうち鳥獣保護区のみを含める場合

「○○町一円 ただし、省令第7条第1項第7号の場所（イの場所を除く）を除く」

例3 鳥獣保護区のみで許可する場合

「○○鳥獣保護区に限る。ただし、省令第7条第7号（八からチの場所を除く）の場所を除く」

例4 特定の地番で許可する場合

「○○町○丁目○○番地内」

(2) 従事者証（省令様式第2）の記載事項

ア 番号は従事者の一連番号を記入する。

イ 鳥獣等の種類及び数量は鳥獣捕獲許可証の該当欄の内容と一致させる。

**（許可証等の交付）**

**第8** 市長は、鳥獣捕獲許可証及び従事者証を申請者に交付し、腕章（法人にあっては赤線入り）を貸与する。

**（許可交付条件）**

**第9** 市長は、鳥獣捕獲許可証及び従事者証の交付にあたり、別表2の条件を付するものとする。

**（通知）**

**第10** 市長は、捕獲許可をした場合、鳥獣捕獲許可調書（様式第1号）を添え、愛知県西三河県民事務所長、愛知県豊田警察署長、愛知県足助警察署長、並びに鳥獣保護管理員に通知するものとする。

**（その他）**

**第11** 市長は、管内の鳥獣保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域の位置を示した図面を整備し、

申請者が参照できるようにするものとする。

- 2 捕獲許可事務の取扱いにあたっては、この要領に定めるもののほか、必要が生じた場合は愛知県西三河県民事務所と協議の上、処理するものとする。

**(附 則)**

この要領は、平成24年 5月16日から施行する。

**(附 則)**

改正後の要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

**(附 則)**

改正後の要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

**(附 則)**

改正後の要領は、令和3年 3月 1日から施行する。

**(附 則)**

改正後の要領は、令和4年 2月15日から施行する。

**(附 則)**

改正後の要領は、令和4年 4月 1日から施行する。